

放送法及び電波法の一部を改正する法律の施行に伴う関係政令の整備に関する政令新旧対照条文  
 ○放送法施行令（昭和二十五年政令第六十三号）（第一条関係）（傍線部分は改正部分）

改正案

現行

<p>（出資の対象）          第二条 法第二十二條に規定する政令で定める事業は、次のとおりとする。</p> <p>一 協会の委託により、放送番組を制作し、放送番組の制作に必要な装置を作成し、又は放送に必要な施設を建設し、若しくは管理する事業</p> <p>二 協会に対し、放送番組の制作に必要な装置又は放送に必要な施設を供給する事業</p> <p>三 法第二十二條第二十四号に規定する基幹放送局設備を協会の法第十五條に規定する国内基幹放送の業務の用に供する事業</p> <p>四 協会の委託により、又は協会と共同して、放送及びその受信の進歩發達に必要な調査研究を行う事業</p> <p>五 協会の委託により、受信料の徴収に関する業務又は協会の業務に係る情報の処理に関する業務を行う事業</p> <p>六 協会が放送をすることを主たる目的とする公開演奏会その他の催しを主催する事業</p> <p>七 協会の委託により、放送の普及發達に必要な周知宣伝又は出版を行う事業</p> <p>八 協会の委託により、放送番組の編集に必要なニュース及び情報を収集し、又はこれを協会以外の者と交換する事業</p> <p>九 協会の委託により、放送番組及びその編集上必要な資料を基幹放送事業者（協会及び学園を除く。）又は基幹放送局提供事業者の用に供し、若しくは外国放送事業者に提供し、又は協会の調査研究の成果を一般の利用に供する事業</p> <p>十 協会の放送番組に係る著作物について、その複製物を作成し、若しくは頒布し、又はこれを有線送信する事業（次号及び第</p>	<p>（出資の対象）          第二条 法第二十二條に規定する政令で定める事業は、次のとおりとする。</p> <p>一 （同上）</p> <p>二 （同上）</p> <p>三 （同上）</p> <p>四 （同上）</p> <p>五 （同上）</p> <p>六 （同上）</p> <p>七 （同上）</p> <p>八 （同上）</p> <p>九 （同上）</p> <p>十 （同上）</p>
--	--

十二号に掲げるものを除く。)

十一 法第二十条第二項第二号に規定する放送番組等（次号において「放送番組等」という。）を電気通信回線を通じて一般の利用に供する事業（放送に該当するものを除く。）

十二 放送番組等を、放送番組を電気通信回線を通じて一般の利用に供する事業を行う者に提供する事業

十三 協会の放送設備を使用してテレビジョン多重放送を行う事業

十一 法第二十条第二項第二号に規定する既放送番組等（次号において「既放送番組等」という。）を電気通信回線を通じて一般の利用に供する事業（放送に該当するものを除く。）

十二 既放送番組等を、放送番組を電気通信回線を通じて一般の利用に供する事業を行う者に提供する事業

十三 （同上）

○武力攻撃事態等における国民の保護のための措置に関する法律施行令（平成十六年政令第二百七十五号）（第二条関係）

（傍線部分は改正部分）

改 正 案	現 行
<p>（生活関連等施設） 第二十七条 法第百二条第一項の政令で定める施設は、次のとおりとする。</p> <p>一～五 （略）</p> <p>六 放送法（昭和二十五年法律第百三十二号）第二条第二十三号の基幹放送事業者（放送大学学園法（平成十四年法律第百五十六号）第二条に規定する放送大学学園を除き、地上基幹放送（放送法第二条第十五号の地上基幹放送をいう。以下この号において同じ。）を行うものに限る。）が行う放送法第二条第四号の国内放送（地上基幹放送に限る。）の業務に用いられる放送局（同条第二十号の放送局をいう。以下この号において同じ。）であつて、同法第九十一条第二項第三号に規定する放送系において他の放送局から同法第二条第一号の放送をされる同条第二十八号の放送番組を受信し、同時にこれをそのまま再放送することを主として行うもの以外のものの無線設備</p> <p>七～十 （略）</p>	<p>（生活関連等施設） 第二十七条 法第百二条第一項の政令で定める施設は、次のとおりとする。</p> <p>一～五 （略）</p> <p>六 放送法（昭和二十五年法律第百三十二号）第二条第二十三号の基幹放送事業者（放送大学学園法（平成十四年法律第百五十六号）第二条に規定する放送大学学園を除き、地上基幹放送（放送法第二条第十五号の地上基幹放送をいう。以下この号において同じ。）を行うものに限る。）が行う同条第四号の国内放送（地上基幹放送に限る。）の業務に用いられる放送局（同条第二十号の放送局をいう。以下この号において同じ。）であつて、同法第九十一条第二項第三号に規定する放送系において他の放送局から同法第二条第一号の放送をされる同条第二十七号の放送番組を受信し、同時にこれをそのまま再放送することを主として行うもの以外のものの無線設備</p> <p>七～十 （略）</p>